

令和5年10月31日

箕輪町長 白鳥 政徳 様

箕輪町環境審議会
地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る
調査・研究特別委員会
委員長 白鳥 一 利

地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る調査・研究結果について（報告）

令和5年8月31日に町長から要請のありました、地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る調査・研究について、別添のとおり報告いたします。

記

添付文書

- 1 特別委員会委員構成等について
- 2 特別委員会の調査・研究経過について
- 3 特別委員会における調査・研究結果について

1 特別委員会委員構成等について

任期 令和5年8月31日～調査研究終了まで（本日）

（敬称略）

委員長	福与区長（連絡事務嘱託員長）
委員	北小河内区長（連絡事務嘱託員長）
	箕輪町農業委員会長
	箕輪町都市計画審議会長
	箕輪町文化財保護審議会長
	箕輪町女性活躍井戸端会議委員
	上伊那農業協同組合北部営農センター長
	箕輪町商工会会員
	上伊那森林組合伊北支所長
	有識者

オブザーバー	信州大学准教授
--------	---------

町関係

総務課長
住民環境課長
みどりの戦略課長・農業委員会事務局長
商工観光課長
建設課長
文化スポーツ課長

事務局	総務課ゼロカーボン推進室
-----	--------------

注）本資料の公表及び配布にあたっては、個人情報にご配慮ください。

2 特別委員会 調査・研究経過について

令和5年

- 第1回 8月31日
- ・町長から委員委嘱
 - ・委員長選出
 - ・特別委員会設置目的、長野県条例（案）について、事務局から説明等を受けました。
 - ・町からの課題提起、委員からの意見等提出について協議を行いました。
- 第2回 9月26日
- ・条例・規則・要綱等の違いについて事務局から説明を受けました。
 - ・委員意見等に対して、県条例案がどのように対応しているか確認・整理及び課題等について検討を行いました。
- 第3回 10月24日
- ・前回委員会委員意見の整理及び県・町等の考え方などについて説明を受け、協議を行いました。
 - ・委員会としての検討結果を取りまとめました。
- 10月31日 町長へ報告
(本日)

3 特別委員会における調査・研究結果について

令和5年8月31日に町長から委嘱を受け、地上設置型太陽光発電設備設置に係る、町独自の条例化の必要性等について調査・研究を行い、町内の現状を踏まえると、県条例を上回る規制の必要性や大きな問題となる事案がないことから、町独自の条例化の必要性は現時点ではないものと判断いたしましたので、ご報告いたします。

なお、県条例の運用に必要な、県の規則やマニュアル等が示されていないことから、下記の項目については引き続き検討が必要であると思われるので、申し添えます。また、県の規則等が提示された後、必要に応じて町としての規則、要綱又はガイドラインの策定についてあわせて検討してください。

記

- (1) 町から提起された課題のうち、区長及び隣接者の同意書については、提出目的が明確でないうえ、不同意をもって届出を不受理とすることは適法性に欠ける。また、地元区長の同意は区長の責任が重い。以上のことなどから、区長及び隣接者の同意書は不要と判断した。なお、住民に対する丁寧な説明会が開催されるよう事業者には指導等していく必要がある。
- (2) 説明会の開催については、事業計画地の地元区長には事業者等から通知させるとともに、区長または区役員いずれかが出席してもらうことが望ましいと思われる。
- (3) 説明会開催における、事業計画地の隣接者及び地元区等への周知方法について、適切に行えるよう事業者への指導等が必要と思われる。また、説明会に欠席した隣接者への周知についてもあわせて行う必要がある。(県条例によって町からの指導等は可能と判断した。)
- (4) 説明会が適切に開催されたことを担保する必要があると考えられたため、「出席した区長等が議事録の確認や署名する」、「オブザーバー的に町職員が説明会へ出席する」ことも有効であると思われる。
- (5) 農地や住宅地への設置については調整を要する事例が多い。これらに関する現行の町ガイドラインに規定されている「計画の配慮」の各項目等については、県条例施行後においても引き続き配慮していく必要があると思われる。